

## 御嵩町障がい者地域生活支援拠点等整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第87条第1項の規定に基づく障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）に基づき、障がい者の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者（障がい児を含む。以下同じ。）が住みなれた地域で安心して暮らし続けるようにするため、地域の複数の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制（以下「地域生活支援拠点等」という。）の整備を推進し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の整備を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、御嵩町とする。

2 地域生活支援拠点等が実施する事業については、第4条の規定に基づき町長が認定した指定障害福祉サービス事業者（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。）、指定一般相談支援事業者（法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。）及び指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）（以下「事業者等」という。）が行うものとする。

(事業内容)

第3条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる業務を地域の事業者等が分担して行うことにより、面的な支援を行う体制及び機能を保持する。

- (1) 障がい者又はその家族等からの相談に関する業務
- (2) 緊急時の受け入れ及び対応に関する業務
- (3) 入所体験の機会及び入所する場の提供に関する業務
- (4) 専門的人材の確保、養成に関する業務
- (5) 地域の体制づくりに関する業務

(費用の算定等)

第4条 前条の機能を担う事業者等は、法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）に基づき、地域生活支援拠点等の趣旨や担う役割を十分に理解したうえで、加算の算定が可能な場合には、適切に請求するものとする。

(届出及び認定等)

第5条 第3条各号に掲げる事業の機能を担う事業者等は、運営規程に地域生活支援拠点等の機能を担う旨を規定しなければならない。

2 事業者等は、前項の運営規程を添えて、地域生活支援拠点等届出書（別記様式第1号）を町長に提出するものとする。

- 3 前項の規定に関わらず、中濃圏域の事業者等が圏域内の複数市町村に地域生活支援拠点等の届出を行う場合には、事業者等は、第1項の運営規程を添えて、地域生活支援拠点等届出書（別記様式第2号）を、岐阜県可茂県事務所福祉課（以下「県事務所」という。）に提出するものとする。この場合において、県事務所は、届出先市町村に当該届出書の写しを送付するものとする。
- 4 町長は、前2項の規定により、届出書又は届出書の写しを受理した場合は、速やかに認定の可否を判断し、認定する場合は御嵩町地域生活支援拠点等認定書（別記様式第3号）を事業者等に交付し、認定しない場合は文書でその旨を通知するものとする。
- 5 町長は、前項の規定により認定した事業者等を御嵩町地域生活支援拠点等の機能を担う事業所名簿（別記様式4号）に記載し管理するものとする。

（遵守事項）

第6条 事業の実施に当たっては、障がい者及びその家族等の権利擁護に十分留意しなければならない。

- 2 この事業に従事する者又は従事した者は、職務上知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、地域生活支援拠点等の実施する事業に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。